

一般社団法人 日本ペロブスカイト太陽電池普及促進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ペロブスカイト太陽電池普及促進協議会（英文名 Japan Association for the Promotion of Perovskite Solar Cells (略称JPSC)）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本におけるペロブスカイト太陽電池の競争力強化と健全な普及促進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ペロブスカイト太陽電池の製品規格の作成、登録と認証（モジュール認証、システム出力認証）
- (2) ペロブスカイト太陽電池の品質性能や製品安全についてのガイドライン策定、国内及び国際標準化に向けた活動の推進
- (3) ペロブスカイト太陽電池の製造から廃棄、リサイクルまで含めたサプライチェーン構築
- (4) ペロブスカイト太陽電池に係る人材育成、広報及び利用技術啓蒙活動
- (5) ペロブスカイト太陽電池に関する施工業者、PPA 事業者、保険事業者、官公庁等への情報公開及び技術指導
- (6) ペロブスカイト太陽電池のサプライチェーン強靱化・普及拡大に向けた調査研究・政策提言
- (7) ペロブスカイト太陽電池の海外展開の促進
- (8) ペロブスカイト太陽電池の普及促進に必要な活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 この法人の目的に賛同し、入会したものを社員とする。

- 2 この法人の社員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。この場合において、理事会の承認は、出席した理

事の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

3 法人又は団体たる社員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者一人（以下「社員代表者」という）を定め、届け出なければならない。

4 社員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、毎年、社員は、理事会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（任意退社）

第7条 社員は、別に定める退社届を、退社希望日の30日前までに提出することにより、任意に退社することができる。

（除名）

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該法人が解散したとき。

2 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

（構成）

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 社員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に事故があるときは、他の理事がこれにあたる。

2 前条第2項の規定により請求があった場合において、臨時社員総会を開催したときは、出席社員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 社員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、代理人によって社員総会の議決権を行使することができる。この場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに行う。

3 第1項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、当該社員又は代理人は、当該

書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第18条 書面により議決権を行使できる場合には、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、事前に当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出する。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権行使)

第19条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、社員は、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、事前に議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提出する。

2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 代表理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第5章 役員及び顧問

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとし、増員として選任された理事任期は、他の現任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(役員責任免除等)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員損害賠償責任において、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める、最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任において、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第31条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、理事及び事務局長の要請のもと、俯瞰的かつ専門的なアドバイスを行う。また、理事及び事務局長が要請する会合等に出席する。
- 4 第27条第1項の規定は、顧問について準用する。
- 5 顧問報酬については、理事会が定める支給の基準に従って算定した報酬等を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時、場所及び会議の目的たる事項並びにその内容を示した書面をもって、開会の日の1週間前までに通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、議事が緊急を要する場合、又は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委員会)

第48条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るために委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第49条 この法人に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免し、職員は、代表理事が任免する。

第11章 附則

(設立時の役員等)

第50条 設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	太田 善久
	加藤 尚哉
	金子 幸広

	塩田 章人
	瀬川 浩司
	田中 良
	森田 健晴
設立時代表理事	田中 良
設立時監事	河本 光明

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
設立時社員	株式会社アイシン
住 所	京都府久世郡久御山町佐古外屋敷43番地1
設立時社員	株式会社エネコートテクノロジーズ
住 所	大阪市北区西天満二丁目4番4号
設立時社員	積水ソーラーフィルム株式会社
住 所	大阪府門真市大字門真1006番地
設立時社員	パナソニックホールディングス株式会社
住 所	東京都大田区中馬込一丁目3番6号
設立時社員	株式会社リコー

(設立時の主たる事務所)

第52条 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

設立時の主たる事務所 東京都千代田区霞が関三丁目6番14号

(最初の事業年度)

第53条 この法人の設立後最初の事業年度は、設立の日から令和9年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 日本ペロブスカイト太陽電池普及促進協議会設立のため、設立時の社員 株式会社アイシン、株式会社エネコートテクノロジーズ、積水ソーラーフィルム株式会社、パナソニックホールディングス株式会社及び株式会社リコーの定款作成代理人である弁護士法人森・濱田松本法律事務所の社員 信國篤慶は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 年 月 日

設立時社員 株式会社アイシン
代表取締役 吉田 守孝

設立時社員 株式会社エネコートテクノロジーズ
代表取締役 加藤 尚哉

設立時社員 積水ソーラーフィルム株式会社
代表取締役 上脇 太

設立時社員 パナソニックホールディングス株式会社
代表取締役 楠見 雄規

設立時社員 株式会社リコー
代表取締役 大山 晃

上記社員の定款作成代理人

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

丸の内パークビルディング

弁護士法人森・濱田松本法律事務所

電子署名

社員 信國 篤慶